

2022年11月10日

各位

株式会社 北海道銀行

法人版電子交付サービスにおける対象書類の追加 および「残高証明書 定例発行取扱規定」の改定について

北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、2023年2月1日（水）より「法人版電子交付サービス」の対象書類を追加いたします。また、対象書類の一つである「残高証明書」の電子交付に伴い、「残高証明書 定例発行取扱規定」を改定いたします。

本取り組みを通じてお客さまの利便性を向上させるとともに、環境への配慮にも取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 追加対象書類

書類名	書類の内容
残高証明書	定例発行のお申込みをいただいている残高証明書
道銀資金振替サービス明細表	道銀資金振替サービスの振替結果
当座貸越ご融資明細表	当座貸越の返済予定表
ご融資明細表（固定金利）	固定金利証書貸付の返済予定表
ご融資明細表（変動金利）	変動金利証書貸付の返済予定表

2. 追加対象書類の取扱開始日

2023年2月1日（水）

3. 「残高証明書 定例発行取扱規定」の改定について

「残高証明書」の電子交付化に伴い、「発行方法の明確化」および「当行による定例発行解除事由の明確化」に関する内容の改定を行います。

(1) 改定日：2023年2月1日（水）

(2) 改定内容

条項	変更・追加箇所抜粋
4条（発行）	残高証明書は証明日の翌営業日の取引終了後に作成し電子交付を行います。書面による交付が必要な場合は、別途「電子交付サービス 書面交付申込書」の提出が必要です。なお、個人のお客さまについては、書面による発行を行います。
6条（発行内容・条件等の変更、解約の申し出）	郵便物が不着となり住所変更手続きが行われない場合、および残高不足等により手数料を指定の預金口座から引落しができない場合は、残高証明書の定例発行を当行より解除できるものとします。

改定後の規定につきましては以下の URL よりご確認ください。

<https://www.hokkaidobank.co.jp/kitei/>

4. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。
ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 デジタル戦略部 笹浪・松林 TEL 011-233-1429
広報CSR室 小山・西東 TEL 011-233-1005